《被扶養者を申請するときに必要な書類》

●は必須，☆は該当する方のみ添付いただく書類です

入手先			HPより印刷		市区町村役所（場）				以前の勤務先	ハローワーク	管轄の役所	勤務先	税務署	年金機構	金融機関	学校			HPより印刷
							配偶者が扶養されてない時		離職関連			収入調査関連							
									A	B	C	D	E						
												給与所得者	給与外所得者	年金受給者					
提出書類			被扶養者届	※扶養状況届及び生活状況調査票	※住民票等	※申請者の最新の所得証明書又は非課税証明書（19歳以上）	被保険者の最新の所得証明書	配偶者の最新の所得証明書	※退職証明書	※雇用保険受給資格者証	※廃業届	※雇用内容証明書	※所得税の確定申告書（収支内訳書含む）	※年金通知書（ハガキ等）	※送金証明書（学生以外）（別居の場合）	※学生証明書	新規加入の保険証（写）【国保以外】	健康保険証	家族埋葬料支給請求書
申請対象者		事由																	
増	配偶者（内縁を含む）	結婚	●	●	●	●			●A～Cのうちいずれか所得証明書に収入が記載されているが現在0の方			●給与所得のみD，給与外所得のみE，給与＋給与外所得DE		●					
増	配偶者（内縁を含む）	離職（廃業）	●	●	●	●			●離職の場合はA，廃業の場合はC					●					
増	配偶者（内縁を含む）	失業給付受給終了または受給日額基準以下	●	●	●	●			●B					●					
増	配偶者（内縁を含む）	在職中（収入減）	●	●	●	●						●給与所得のみD，給与外所得のみE，給与＋給与外所得DE		●					
増	子	出生	●		●		☆	☆											
増	子	養子縁組	●	●除く高校生以下	●	●	☆	☆	●A～Cのうちいずれか所得証明書に収入が記載されているが現在0の方			●給与所得のみD，給与外所得のみE，給与＋給与外所得DE		●	●	●除く高校生以下			
増	子	結婚（連れ子）	●	●除く高校生以下	●	●	☆	☆	●A～Cのうちいずれか所得証明書に収入が記載されているが現在0の方			●給与所得のみD，給与外所得のみE，給与＋給与外所得DE		●					
増	子	離職	●	●除く高校生以下	●	●	☆	☆	●A					●	●	●除く高校生以下			
増	子	失業給付受給終了または受給日額基準以下	●	●除く高校生以下	●	●	☆	☆	●B					●	●				
増	子	在職中（収入減）	●	●除く高校生以下	●	●	☆	☆				●給与所得のみD，給与外所得のみE，給与＋給与外所得DE		●	●				
増	配偶者・子以外の家族	同居 離職（廃業）	●	●	●	●			●離職の場合はA，廃業の場合はC					●					
増	配偶者・子以外の家族	同居 失業給付受給終了または受給日額基準以下	●	●	●	●			●B					●					
増	配偶者・子以外の家族	同居 在職中（収入減）	●	●	●	●						●給与所得のみD，給与外所得のみE，給与＋給与外所得DE		●					
増	配偶者・子以外の家族	別居 離職（廃業）	●	●	●	●			●離職の場合はA，廃業の場合はC					●	●				
増	配偶者・子以外の家族	別居 失業給付受給終了または受給日額基準以下	●	●	●	●			●B					●	●				
増	配偶者・子以外の家族	別居 在職中（収入減）	●	●	●	●						●給与所得のみD，給与外所得のみE，給与＋給与外所得DE		●	●				
減	就職（ｱﾙﾊﾞｲﾄ・ﾊﾟｰﾄ等も含む）		●														●	●	
減	生計維持者の変更		●														（●）削除手続先行となる場合は除く	●	
減	所得（相続等による）収入を得た		●															●	
減	離婚		●															●	
減	死亡		●															●	●
減	雇用保険失業給付を受給(基準日額以上)する		●							●B 受給開始日が判明するもの								●	

一般的な添付書類は上記のとおりですが、個別案件としてケースによっては別の書類を提出いただく場合があります。

※印の付されている各種書類については【健康保険被扶養者届「添付書類」の説明】に詳細を記載しています。

☆印は、配偶者が「有」であるが被扶養者となってない方（共働き世帯）については、双方の最新の所得証明が必要となります。